

農業者の皆様へ

# 外国人技能実習制度について

～特に押さえておくべきポイントとは～



令和2年6月  
農林水産省

# I 平成29年11月に外国人技能実習法が施行されました！

外国人技能実習制度は、我が国で培われた技能、技術又は知識の開発途上地域等への移転を図り、当該開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に寄与することを目的として創設された制度です。平成29年11月1日に施行された新しい外国人技能実習法では、外国人技能実習制度が、このような国際協力という制度の趣旨・目的に反して国内の人手不足を補う安価な労働力の確保等として使われることのないよう、また、技能実習生が技能実習に専念できるようにその保護を図る体制が確立された環境で行なれるよう、要件や手続きが見直されていますので、本リーフレットをご活用して技能実習制度の適切な運用にご協力をお願いします。

## 技能実習の流れ

外国人を受け入れる前の準備

技能実習生の受け入れ申込み

技能実習の開始

技能実習評価試験の受検

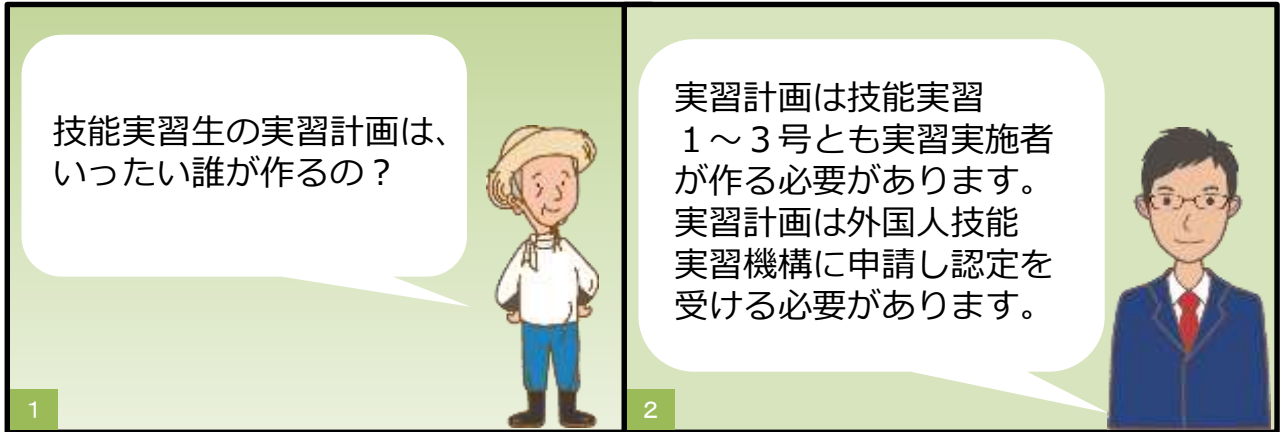
帰国



## 制度のポイント

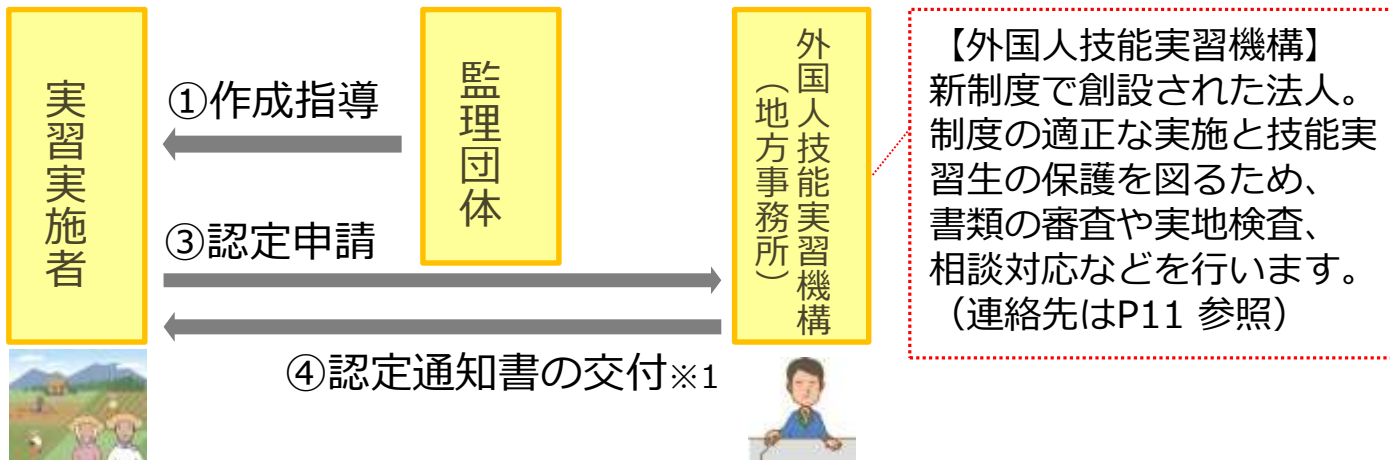
- 1 技能実習計画の作成・認定が必要となります。→P2
- 2 技能実習責任者を配置する必要があります。→P3
- 3 技能実習生の宿舍の基準が決まっています。→P4
- 4 許可を受けた監理団体から技能実習生を受入れます。→P5
- 5 優良な実習実施者・監理団体は、実習期間と受入人数枠が拡大されます。→P6
- 6 技能実習の開始後、届出が必要となります。→P7
- 7 技能実習生に対する、人権侵害行為等に罰則が設けられています。→P7
- 8 労働時間関係の労働条件についても、労働基準法を準拠してください。→P8
- 9 技能実習生は評価試験を受検する必要があります。→P9

# 1 実習実施者は技能実習計画を作成し、認定を受ける必要があります。



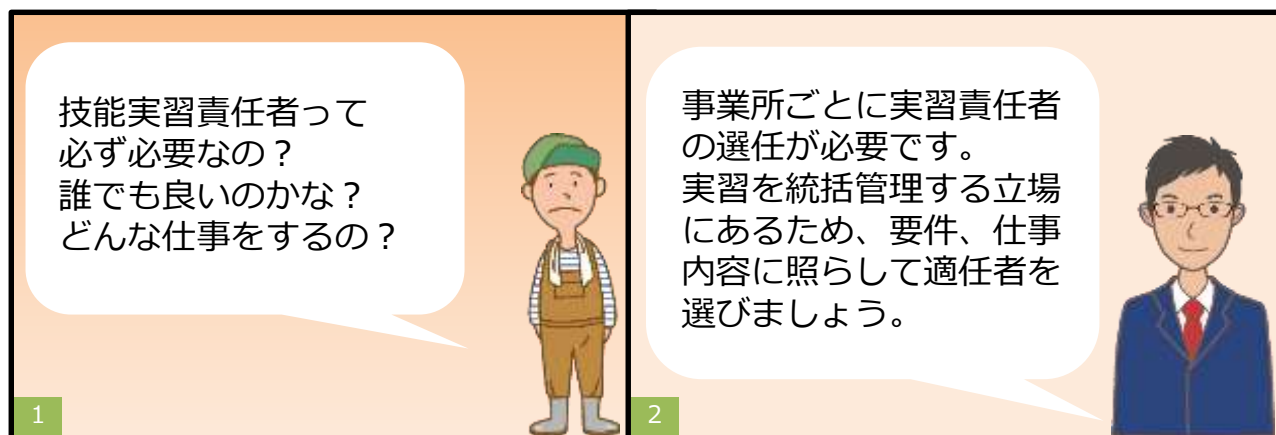
- (1) 監理団体の指導の下、実習実施者が実習計画を作成します。
- (2) 相互に関連しており、かつ、複数の職種・作業で行うことに合理的な理由がある、通常3つの職種・作業までの技能実習が可能となりました。
- (3) 実習開始予定日に間に合うよう、1・3号であれば実習開始の4ヶ月前、2号であれば実習開始の3ヶ月前までに申請する必要があります。  
(なお、申請は監理団体に委任し、監理団体が行うことも可能です。)

## ②作成



※1 実習計画の認定後、監理団体は出入国管理及び難民認定法に基づく在留資格認定証明書交付申請（地方出入国在留管理局の標準審査期間2週間）を行い、その後、技能実習生は入国することになります。

## 2 技能実習責任者を配置する必要があります。



### 要件

- (1)実習実施者又はその常勤の役員若しくは常勤の職員であること※1
- (2)技能実習指導員、生活指導員など、実習に関与する職員を監督する立場にあること※2
- (3)過去3年以内に技能実習責任者を対象とした養成講習を修了していること

### 仕事の内容

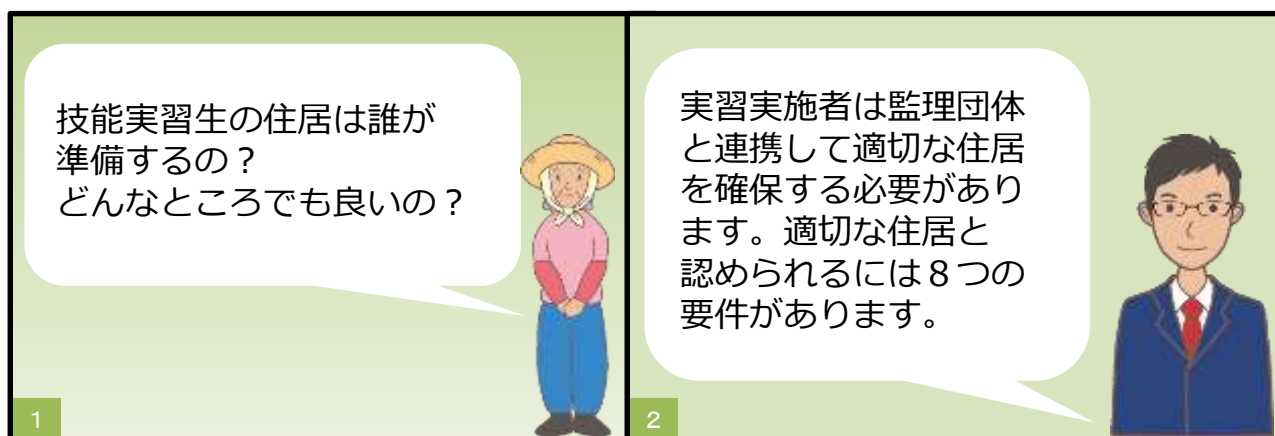
技能実習に関与する職員の監督、技能実習の進捗状況の管理のほか、以下の事項の統括管理を行います。

- (1)技能実習計画の作成
- (2)技能実習生の技能等の評価
- (3)外国人技能実習機構又は監理団体に対する届出、報告、通知等の手続き
- (4)帳簿書類の作成及び保管、実習実施状況報告書の作成
- (5)監理団体との連絡調整 など

※1 実習責任者は指導員等を監督する立場にあることから、新人職員を名ばかりの実習責任者に選任することはできません。

※2 実習責任者は技能実習指導員及び生活指導員と兼務することも可能です。

### 3 技能実習生が居住する適切な宿泊施設の基準が決まっています。

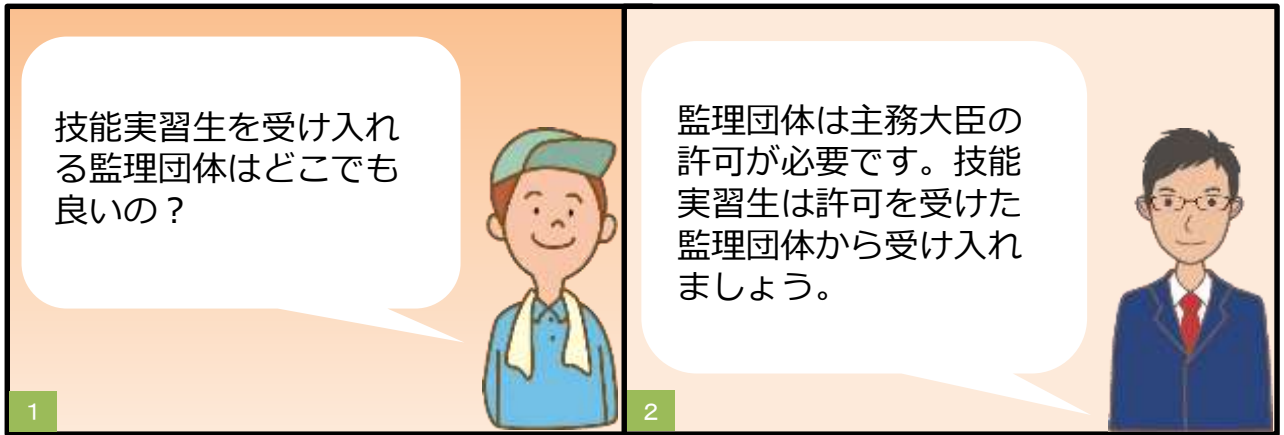


#### 住居の要件

- (1) 宿舍は火災による危険のある場所、衛生上有害な作業現場、被災の恐れがある場所などの付近を避けること
- (2) 寝室が2階以上にある場合は、簡単に屋外に通じる階段を2カ所以上設けること
- (3) 十分な消火設備を設置していること
- (4) 寝室は一人一人の十分なスペースを確保し、日当たりが良く、採暖の設備を設けること
- (5) 就眠時間が違う2組以上の実習生がいる場合、寝室を別にする
- (6) 食堂又は炊事場は衛生環境を整備し、病害虫を防ぐこと
- (7) トイレ、洗面所、洗濯場、浴場を設置し、清潔にすること
- (8) 宿泊施設が労働基準法に基づく「事業の附属寄宿舍」に該当する場合は、所定の届出等を行っていること

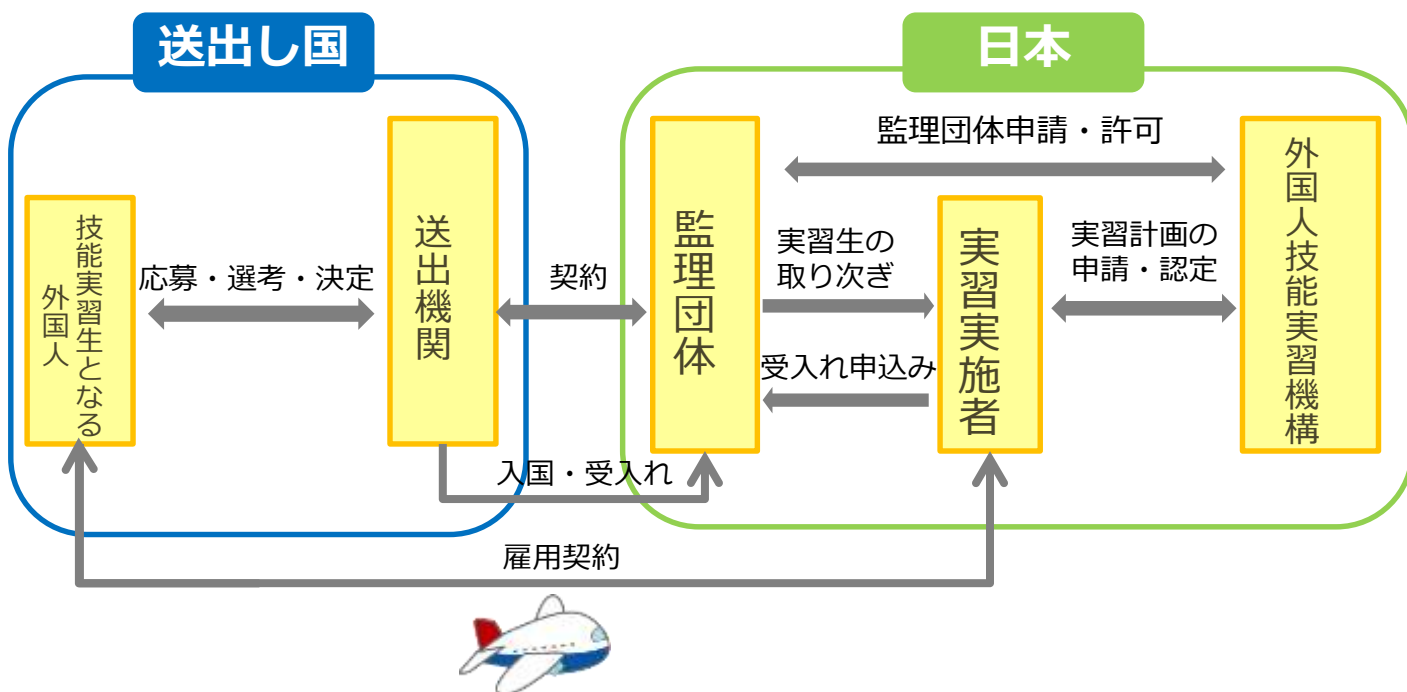
※ 旧制度から技能実習生を受け入れている宿泊施設については、その広さや設備等が上記の基準を満たさない場合であっても、別途代替措置などを講ずることにより適切な住居と認められる場合があります。事前に技能実習機構にご相談下さい。

## 4 許可を受けた監理団体から技能実習生を受け入れる必要があります。

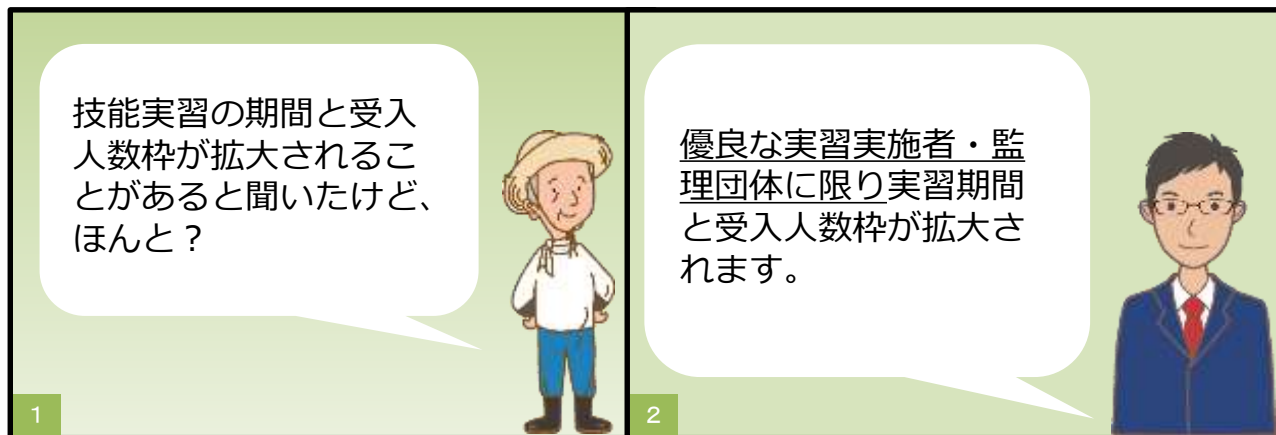


監理団体には、

- ・ 技能実習 1号（1年目） / 2号（2年目・3年目）のみ受入れができる団体
  - ・ 3号（4年目・5年目）も含めて受入れができる団体
- がありますので、事前にご確認ください。



# 5 優良な実習実施者・監理団体は実習期間と受入人数枠が拡大されます。



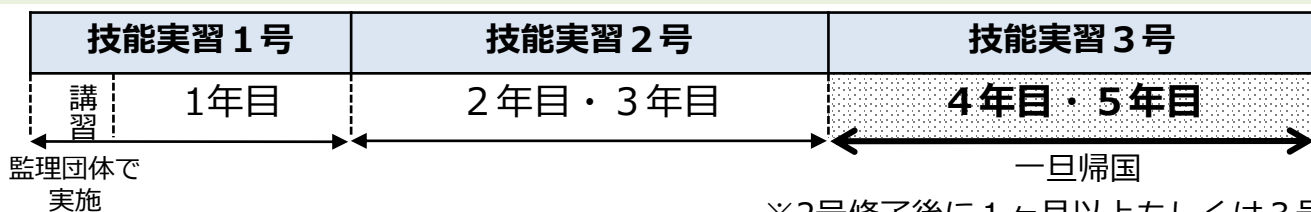
## 優良な実習実施者の要件

以下の要件について、ポイント制（120点満点）で72点以上であれば、優良な実習実施者とみなされます。

- |                      |                      |
|----------------------|----------------------|
| (1)技能等の修得等に係る実績（70点） | (2)技能実習を行わせる体制（10点）  |
| (3)技能実習生の待遇（10点）     | (4)法令違反・問題の発生状況（5点※） |
| (5)相談・支援体制（15点）      | (6)地域社会との共生（10点）     |
- （※ 違反は大幅減点）

## 実習期間の拡大

- 最大5年間（技能実習1～3号通算）の技能実習が可能となっています。
- 技能実習生は技能実習3号に移行する場合、2号修了後に1ヶ月以上もしくは3号実習開始後1年以内に1ヶ月以上1年未満、一旦帰国する必要があります。



※2号修了後に1ヶ月以上もしくは3号実習開始後1年以内に1ヶ月以上1年未満

（例）実習実施者の常勤の職員数が30人以下である場合の人数枠

	通常の場合	優良の場合
技能実習1号	3人	6人
技能実習2号	6人	12人
技能実習3号	-	18人
合計	9人	36人

## 受入人数枠の拡大

例えば、実習実施者の常勤の職員数が30人以下である場合、右の表の技能実習生を受け入れることができます。

- ※1 常勤の職員数が31人以上の場合、人数枠は変わります。
  - ※2 受け入れられる人数制限が、1～3号それぞれで設けられています。次の人数を超えてはなりません。
- |             |             |
|-------------|-------------|
| 1号：常勤職員数    | 2号：常勤職員数の2倍 |
| 3号：常勤職員数の3倍 |             |

## 6 技能実習の開始後、技能実習機構に届出が必要となります。



- (1) 実習を開始したらすぐに技能実習機構へ届出をして下さい。
- (2) 実習期間中、技能実習生に従事させた業務などを記載した帳簿書類を作成する必要があります。
- (3) 監理団体の指導を受けて、実習実施状況に関する報告書を作成し、毎年1回、4月1日から5月31日までに、技能実習機構に提出する必要があります。

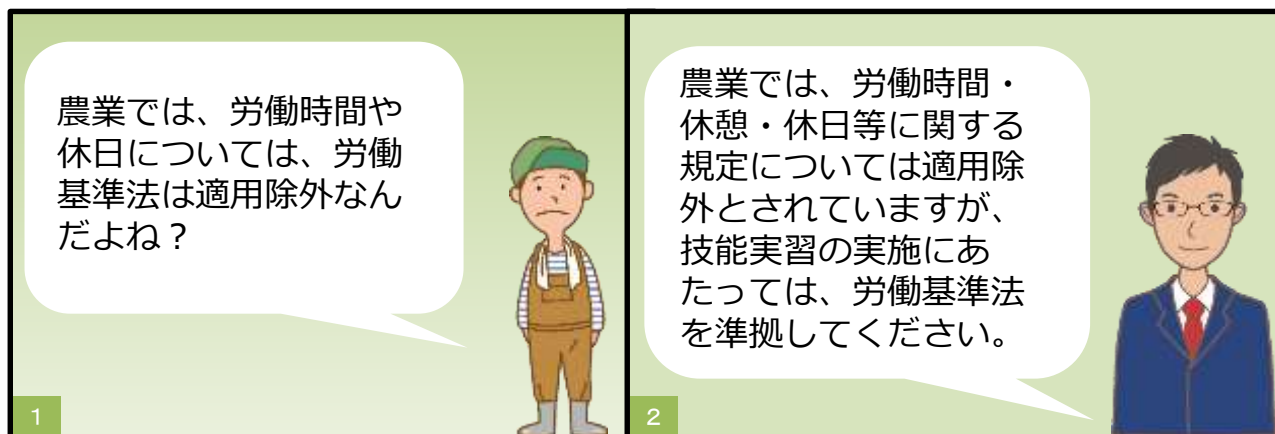
## 7 技能実習生に対し、人権侵害行為等を行った場合、罰則が設けられています。



技能実習生への人権侵害行為などを行った場合、1年以上10年以下の懲役又は20万円以上300万円以下の罰金などの罰則があります。



## 8 労働時間関係の労働条件についても、労働基準法を準拠してください。

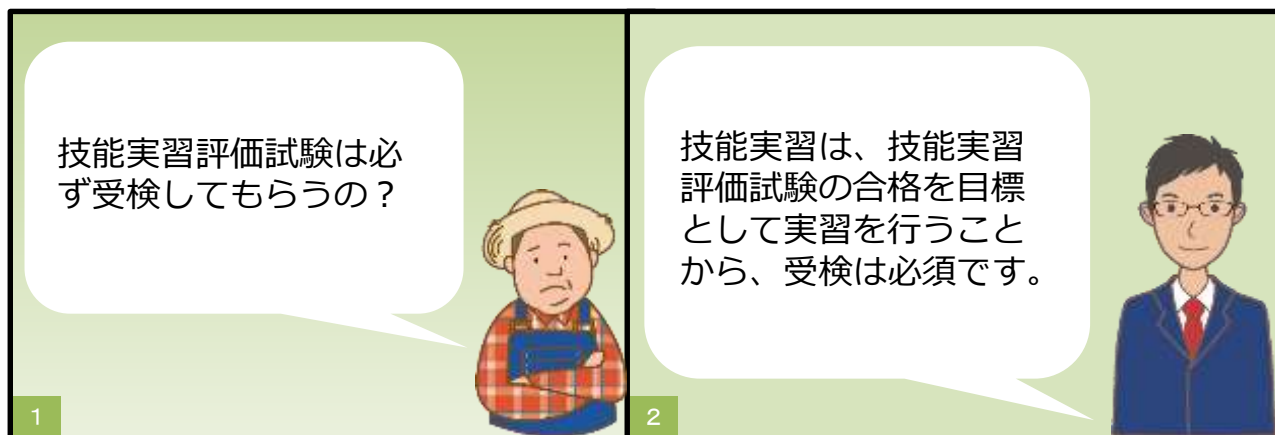


- (1) 農業の場合、労働基準法の労働時間・休憩・休日等に関する規定については適用除外とされています。
- (2) しかしながら、技能実習制度の適正・的確な運用のため、農業分野で技能実習を実施する場合は、労働基準法を準拠してください。

### 労働基準法を準拠するもの

①労働時間について	<p>原則1日8時間、週40時間まで。 変形労働時間制を採用する場合は、労使協定又は就業規則その他これに準ずるものによる定めをする。</p> <p>※健康管理の観点から、すべての人の労働時間の状況を客観的に把握しなければならない。</p>
②休憩について	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働時間が6時間を超える場合：少なくとも45分。</li> <li>労働時間が8時間を超える場合：少なくとも1時間。</li> </ul>
③休日について	<p>原則、毎週少なくとも1日。 年次有給休暇は、採用後6カ月以上、出勤8割以上で10日を付与。その後、1年経過毎に休日が増える。</p> <p>※年5日の年次有給休暇の取得を、雇用者側に義務づけられた。</p>
④時間外、休日、深夜の割増賃金	<p>所定の手続きにより、法定労働時間の原則を超えて労働させることができるが、割増賃金を支払うことが必要（なお、農業の場合であっても深夜労働に関する割増賃金の規定は適用除外とならない）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>時間外労働：通常の労働時間の賃金の計算額の2割5分以上</li> <li>休日労働：通常労働日の賃金の計算額の3割5分以上</li> <li>深夜労働（午後10時～午前5時）：通常の労働時間の賃金の計算額の2割5分以上</li> </ul> <p>※残業時間の上限は、原則として月45時間、年360時間とし、臨時の特別な事情がなければこれを超えることはできない。臨時の特別な事情があっても、年720時間以内、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間以内（休日労働含む）を超えることができない。</p> <p>さらに、原則である月45時間を超えることができるのは、年間6ヶ月まで。</p>

## 9 技能実習生は技能実習評価試験を受検する必要があります。



- (1) 1号修了時においては、実技試験と学科試験の受検が必須です。2号・3号修了時においては、実技試験の受検が必須ですが、学科試験についても受検することが勧奨されます。
- (2) 2号・3号の技能実習に移行するためには、それぞれ前段階の技能実習において目標とした試験に合格している必要があります。
- (3) 技能実習機構では、技能実習生が技能実習評価試験を適切に受検出来るよう、監理団体等の申請に基づき、試験実施機関への取次ぎ等を行う受検手続支援を行っています。

※技能実習機構による受検手続支援の申込期限

- ・初級 : 技能実習計画の認定を受けたら速やかに、遅くとも技能実習修了の6ヶ月前まで
- ・専門級、上級 : 技能実習計画の認定を受けたら速やかに、遅くとも技能実習修了の12ヶ月前まで

- (4) 農業職種の技能実習評価試験の日程は全国農業会議所のホームページ（下記URL）で確認できます。

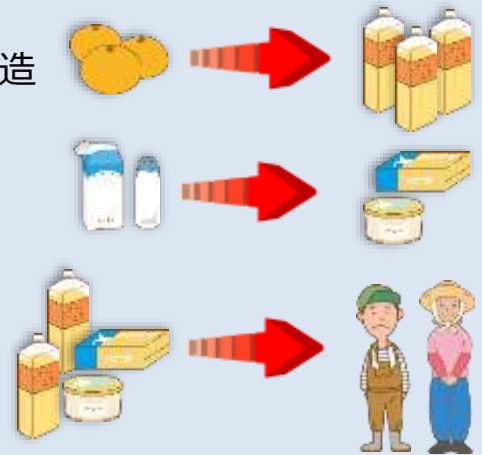
<https://www.nca.or.jp/support/farmers/examination/schedule.html>

## II 技能実習制度でできること。

### 1. 技能実習生は農作業以外に農畜産物を使用した加工作業も関連業務として行うことができます。また、販売作業も技能実習として行うことが可能な場合もあります。

例えば・・・

- ・ 果物を材料としたジュース、ジャム等の製造
- ・ 牛乳を原料としたチーズ等の製造
- ・ 製造した商品の販売作業



！ 加工作業などの関連業務への従事は実習時間全体の2分の1以下に限られます。また、周辺業務への従事は実習時間全体の3分の1以下に限られます。

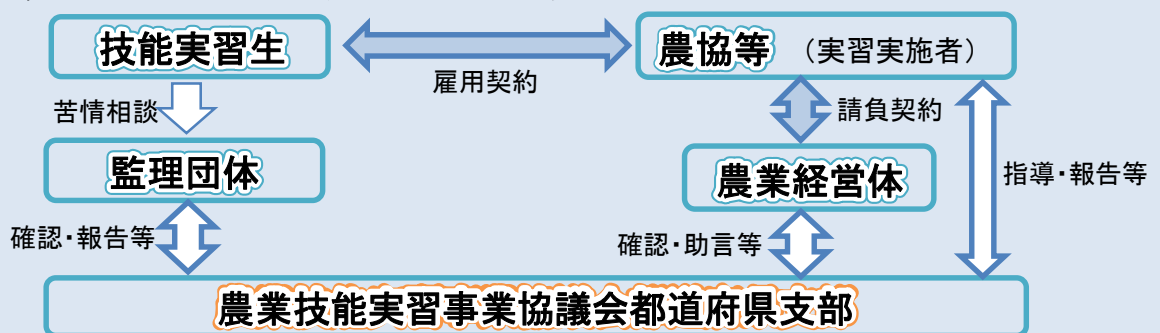
！ 加工作業は農業関係職種の審査基準に関連業務とされていますが、審査基準の定めのない販売作業などを関連業務、周辺業務として実施することも認められる場合があります。

その場合、

- ・ 関連業務であれば、同じ事業所の日本人も従事しているなど、必須業務に従事する者により当該必須業務に関連して行われることのある業務であり、かつ、修得等をさせようとする技能等の向上に直接又は間接に寄与する業務であること
- ・ 周辺業務であれば、同じ事業所の日本人も従事しているなど、必須業務に従事する者が当該必須業務に関連して通常携わる業務（関連業務に該当するものを除く）であること

について、技能実習計画認定申請時に、理由書の提出により立証いただく必要があります。判断に悩む場合には、技能実習機構の地方事務所・支所の認定課に事前に御相談下さい。

### 2. 農協が実習実施者となって、通年で技能実習生を受け入れることができます。



- ！ 請負契約において、農業者の方が実習生に指示を行うことはできません。
- ！ 都道府県の関与による一定の管理体制が必要です。

# お問い合わせ

「外国人技能実習制度」に関するお問い合わせは

- 外国人技能実習機構 TEL : 03-6712-1523 (代)
- 監理団体部 (監理団体の許可に関すること) TEL : 03-6712-1923
- 地方事務所・支所 (技能実習計画の認定に関すること)  
※【 】内は担当区域
  
- 札幌事務所【北海道】 TEL : 011-596-6470
- 仙台事務所【青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県】  
TEL : 022-399-6326
- 東京事務所【栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県】  
TEL : 03-6433-9211
- 水戸支所 (東京事務所)【茨城県】 TEL : 029-350-8852
- 長野支所 (東京事務所)【新潟県、長野県】 TEL : 026-217-3556
- 名古屋事務所【岐阜県、静岡県、愛知県、三重県】 TEL : 052-684-8402
- 富山支所 (名古屋事務所)【富山県、石川県、福井県】 TEL : 076-471-8564
- 大阪事務所【滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県】  
TEL : 06-6210-3351
- 広島事務所【鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県】 TEL : 082-207-3123
- 高松事務所【徳島県、香川県】 TEL : 087-802-5850
- 松山支所 (高松事務所)【愛媛県、高知県】 TEL : 089-909-4110
- 福岡事務所【福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、沖縄県】 TEL : 092-710-4070
- 熊本支所 (福岡事務所)【熊本県、宮崎県、鹿児島県】 TEL : 096-223-5372

農業分野における「外国人技能実習制度」に関するお問い合わせは

- 一般社団法人 全国農業会議所 TEL : 03-6910-1124 (代)

その他具体的な内容やご相談等については、下記までお問い合わせください。

- 北海道農政事務所生産経営産業部担い手育成課 TEL : 011-330-8809
- 東北農政局経営・事業支援部経営支援課 TEL : 022-221-6217
- 関東農政局経営・事業支援部経営支援課 TEL : 048-740-0394
- 北陸農政局経営・事業支援部経営支援課 TEL : 076-232-4238
- 東海農政局経営・事業支援部経営支援課 TEL : 052-223-4620
- 近畿農政局経営・事業支援部経営支援課 TEL : 075-414-9055
- 中国四国農政局経営・事業支援部経営支援課 TEL : 086-224-8842
- 九州農政局経営・事業支援部経営支援課 TEL : 096-300-6375
- 内閣府沖縄総合事務局農林水産部経営課 TEL : 098-866-1628

- 
- 農林水産省経営局就農・女性課 TEL : 03-6744-2159